

事前協議書及び指定申請書の提出期限（通所系）

新しく指定を受けようとする通所系サービス事業所の事業者等は下記の期日までに事前協議書や指定申請書類を提出するようにしてください。

指定申請書類を提出していただいても、書類の不備等により受理できない場合があります。期日に余裕をもって申請等してください。

なお、通所系サービスとは、児童発達支援、放課後等デイサービスをいいます。

指定月	事前協議書提出期限	指定申請提出期限
令和8年8月	令和8年4月末	令和8年5月末
令和8年9月	令和8年5月末	令和8年6月末
令和8年10月	令和8年6月末	令和8年7月末
令和8年11月	令和8年7月末	令和8年8月末
令和8年12月	令和8年8月末	令和8年9月末
令和9年1月	令和8年9月末	令和8年10月末
令和9年2月	令和8年10月末	令和8年11月末
令和9年3月	令和8年11月末	令和8年12月末
令和9年4月	令和8年12月末	令和9年1月末
令和9年5月	令和9年1月末	令和9年2月末
令和9年6月	令和9年2月末	令和9年3月末
令和9年7月	令和9年3月末	令和9年4月末

※ 書類の不備等により受理できない場合があります。余裕をもって申請するようにしてください。